

令和7年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人鳥取県共同募金会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和8年1月22日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・役員及び評議員の選任手続は、法令、定款及び内部規程に基づき適切に行うこと。
- ・会長の職務執行状況報告を適切に行うこと。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1 評議員及び役員の候補者について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていなかった。</p> <p>ついては、役員の候補者本人から、履歴書及び誓約書等を事前に書面で徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p>なお、本件は前回も文書指摘しており、必ず改善すること。</p> <p>(法第40条第1項、法第44条第1項により準用される第40条第1項)(審査基準第3の1(5)、(6))</p>	<p>指摘の内容を踏まえ、次回改選時以降(それまでに辞職等される役員があった際にはその都度)必要書類を徴する。</p>
<p>2 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p> <p>ついては、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p>なお、本件は過去にも同様の文書指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項)</p>	<p>次回選任時には書面による同意又は理事会の議事録にその旨を記載する。</p>
<p>3 会長及び常務理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、会長が出席しての報告は1回しか行われていなかった。</p> <p>ついては、会長は、毎会計年度に4か月を超</p>	<p>会長が理事会に出席できるように調整し、会長出席の上で自己の職務執行状況を報告する。</p>

	<p>える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に出席して報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条に規定する理事会への報告の省略は適用されないため、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>(法第45条の16第3項)(定款第19条第4項)</p>	
4	<p>登記事項の変更登記が次のように遅延していた。</p> <p>① 会長の変更(重任)(変更日:令和7年6月25日、登記日:令和7年8月22日)</p> <p>② 資産の総額(登記日:令和7年8月22日)については、理事長の変更登記は変更から2週間以内に、資産の総額の変更登記は会計年度終了後3か月以内(毎年度6月末日まで)に行うこと。</p> <p>なお、①は過去にも同様の文書指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(組合等登記令第3条第1項及び第3項) (法第29条)</p>	<p>次回の役員改選の際には速やかに変更登記を行う。</p>